

医 第 182 号
令和3年4月19日

公益社団法人千葉県看護協会会長様

千葉県健康福祉部医療整備課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（通知）

令和3年4月16日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、4月20日から5月11日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（重点措置区域）として千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市の5市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域とともに、協力要請等について、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、住民・事業者の皆様が感染再拡大を防ぐ行動をとっていただけよう、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いします。

なお、内容については、感染状況等を踏まえ、隨時見直しを行っていきます。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

（連絡先）

健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室

電話 043-223-3877

Eメール（組織） ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年4月16日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、4月20日から5月11日までの間、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（重点措置区域）として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとすることとします。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を防ぐため、県民・事業者の皆様の一層の御理解・御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、隨時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要 《内容の変更》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とする。
- 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。

2 県における基本的な考え方 《内容の変更》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 感染リスクの高いと指摘されている場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市をまん延防止等重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）とする。
- ⑤ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととする。

3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

《内容の変更、期間の延長》

(1) 県民の皆様へ

① 県内全域【第24条第9項】

○ 不要不急の外出自粛を徹底～大型連休中も不要不急の外出は自粛～

大型連休中は、行楽や帰省等が増える時期ではありますが、不要不急の外出・移動は自粛してください。

特に、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

混雑している場所や時間をさけて行動してください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

【年度初め等に行われる行事等の注意】

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる花見及びこれに類するものは、親族等での集まりも含めて、自粛してください。花見時期における、県管理の屋外施設での宴会等は、自粛をお願いします。

入学式等の行事は、感染防止策を徹底するとともに、人ととの間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。

特に、より多くの人が集まる行事、例えば大学の入学式は、適切な開催の在り方を慎重に判断してください。

○ 基本的な感染対策を徹底～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人ととの距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf

「新しい生活様式の実践例」

URL: https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

○ 飲食時の注意～昼夜や場所を問わず黙食・少人数で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

感染対策が徹底されていない店の利用は自粛してください。

換気が良く、座席間の距離が確保されているか、又は適切な大きさのアクリル板等が設置され、混雑していない店選び、食事は短時間で、深酒をしないようにお願いします。

○ カラオケの利用の際の注意～飲食を主としている店舗では利用自粛～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

なお、飲食を主として業としている店舗においては、カラオケを行う設備の提供の自粛をお願いすることから、カラオケの利用は自粛してください。

② 措置区域（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）【第31条の6第2項】

○ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店への出入りの自粛

市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市においては、飲食店の営業時間を20時まで短縮するよう要請しますので、20時以降にそれらの店舗へみだりに出入りをしないよう御協力をお願いします。

（2）イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ（県内全域）【第24条第9項】

期間：令和3年5月11日（火）まで

○ イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

○ 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

○ 参加者が1,000人を超えるようなイベント等を開催しようとする場合には、事前に県に相談をお願いします。例えば、大規模集客施設・商業施設等において行われるオープニングセレモニーその他の集客活動についても、イベントと同様に相談をお願いします。

※ 事前相談についての詳細については、千葉県ホームページの「大規模なイベントの開催に関する事前相談」を御確認ください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-soudan-2.html>

- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。
 - ・ 5, 000人以下
 - ・ 上記人数要件に加え、大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては収容定員の50%以内の参加人数とすること。
 - ※ 上記の人数制限の基準は、令和3年4月21日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。
 - ※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。
- URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

(3) 事業者の皆様へ

- ① 措置区域（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）の「飲食店^{*1}」・「遊興施設^{*2}」のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ
期間：令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで
- 【特措法第31条の6第1項に基づく要請】
- 「20時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- ※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。
- ※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。
- 徹底した換気を行ってください。
- ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 極力、全ての座席について「同一グループ内の人ととの間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。
なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置
- 同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
- 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、可能な限り従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
 - 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いする」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場し

た方には退場を促してください。

- 従業員へ新型コロナウイルス感染症にかかっているかどうかについての検査を受けることを促していただくようお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- 事業所の消毒をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛してください。
- 店内での会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなどの工夫をしてください。

② 措置区域（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）を除く県内の「飲食店^{※1}」・「遊興施設^{※2}」のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗の皆様へ
期間：令和3年4月20日（火）から令和3年5月11日（火）まで

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 「21時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。
食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

特に、以下の事項に留意してください。

- ・ 徹底した換気を行ってください。
※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
- ・ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- ・ 「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合は、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
- ・ 店内での会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなどの工夫をしてください。
- ・ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。
- ・ 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いする」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示してください。

- 飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛してください。

【①、②共通】

- ※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。
- ※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

【①のみ】

- ※ 対象地域の各店舗に対して、感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。

③ 県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン※が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※ 業種別のガイドライン

(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>

※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」

(千葉県ホームページ)

4 特措法に基づく要請とあわせたお願いについて 『内容の変更、期間の延長』

(1) 措置区域（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）の施設（飲食店を除く）の皆様へ

期間：令和3年5月11日（火）まで

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- 「20時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
 - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、入場者の整理及び誘導をお願いします。
 - 上限人数は5,000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては収容定員の50%以内の参加人数としてください。
- ② 対象：遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000平米超・生活必需サービスを除く）
- 「20時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
 - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
 - 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、入場者の整理及び誘導をお願いします。
- ※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

(2) 措置区域（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）を除く県内の施設（飲食店を除く）の皆様へ

期間：令和3年5月11日（火）まで

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- 「21時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。
 - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
 - 上限人数は5,000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては収容定員の50%以内の参加人数としてください。
- ② 対象：遊興施設※（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生

医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く)、サービス業を営む店舗(1,000平米超・生活必需サービスを除く)

- 「21時から5時」は営業しないでください。
 - 酒類を提供する場合は11時から20時までしてください。
 - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- ※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願ひの対象から除きます。

(3) イベント主催者の皆様へ

期間：令和3年5月11日(火)まで

- イベントの開催時間について、次のとおりとしてください。

措置区域(市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市)：20時まで

措置区域以外の区域：21時まで

5 その他の事項 《変更なし》

① 「G o T o イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

※ 食事券の利用期限は6月30日までとされています。

② 「ディスカバーカード」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)

なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。

宿泊優待券の利用期限は「令和3年6月30日チェックアウトまで」です。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課	TEL 043-223-2630
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口	TEL 043-223-4318
飲食店の営業時間短縮に関すること	
取材対応： 健康福祉部健康福祉政策課	TEL 043-223-2630
一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口	TEL 043-223-4318
ただし、協力金の申請手続に関すること	
取材対応：商工労働部経済政策課	TEL 043-223-2709
一般問い合わせ（専用コールセンター）	TEL 0570-003-894
ただし、飲食店の見回りに関すること	
商工労働部経営支援課	TEL 043-223-2932
Go To イートに関すること（5①関係）	
取材対応：商工労働部経営支援課	TEL 043-223-2790
一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局）	TEL 0570-052-120
ディスカバー千葉に関すること（5②関係）	
取材対応：商工労働部観光誘致促進課	TEL 043-223-2484
一般問い合わせ（一般コールセンター）	TEL 0570-054-389